





の業務を総理する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長

を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故

があるときはその職務を代理し、理事長が欠員

のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命)

第七十六条の十八 理事長及び監事は、運輸大臣

が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が

任命する。

(役員の任期)

第七十六条の十九 役員の任期は、三年とする。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

(役員の欠格条項)

第七十六条の二十 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改

造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれら

の者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第七十六条の二十一 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適ないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

第三条の二十二 役員は、當利を目的とする

団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の禁止)

第七十六条の二十三 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第七十六条の二十四 協会の職員は、理事長が任命する。

(職員の兼任禁止)

第七十六条の二十五 職員は、自動車若しくは自

動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の

事業を經營し、これらの事業の業務に従事し、

又はこれらの事業を經營する者の団体の役員若

しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第七十六条の二十六 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第四節 業務

(業務)

第七十六条の二十七 協会は、第七十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 軽自動車の検査事務

二 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付

三 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付

の確認の事務

四 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責

任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第七十六条の二の目的を達成するために必要な業務

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

協会は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

第七十六条の二十八 協会は、業務の開始前に、

業務方略書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運

業業務方略書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、

その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したとき

も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、

この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検

査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽

自動車の検査事務に關し著しく不適当な行為を

したときは、協会に対し、軽自動車検査員の解

任を命ずることができる。

5 前項、第八十八条又は第九十四条の四第四項

の規定による命令により軽自動車検査員、検査

主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任

の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査

員となることができない。

(検査事務規程)

第七十六条の三十 協会は、軽自動車の検査事務

の開始前に、軽自動車の検査事務の実施に関する規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、

運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(検査事務規程)

第七十六条の三十一 協会は、軽自動車の検査事務

の開始前に、軽自動車の検査事務の実施に関する規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

2 運輸大臣は、前項の認可をした検査事務規程

が軽自動車の検査事務の適正かつ確実な実施上

不適当となつたと認めるときは、その検査事務

規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

3 検査事務規程で定めるべき事項は、運輸省令

で定める。

(軽自動車の検査設備)

第七十六条の三十二 協会は、軽自動車の検査事務

の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも、同様

該基準に適合するよう維持しなければならない。

(軽自動車検査員)

第七十六条の三十二 協会は、軽自動車の検査事務

に適合するかどうかの判定に関する業務について

は、軽自動車検査員に行なわせなければならない。

協会は、前項第六号に掲げる業務を行なおう

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運

業業務方略書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 軽自動車検査員が選任されたときは、

その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したとき

も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、

この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検

査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽

自動車の検査事務に關し著しく不適当な行為を

したときは、協会に対し、軽自動車検査員の解

任を命ずることができる。

5 前項、第八十八条又は第九十四条の四第四項

の規定による命令により軽自動車検査員、検査

主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任

の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査

員となることができない。

(第五節 財務及び会計)

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四

月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算、

事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度

の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも、同様

とする。

(財務諸表)

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産

第一類第十号	運輸委員会議録第八号	昭和四十七年四月四日
--------	------------	------------



自動車については、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして新法第九十七条の三(同条の規定に違反する行為に対する罰則を含む。)の規定を適用する。

3 第一項に規定する検査対象軽自動車の使用者が同項の政令で定める日以前に新法第五十九条の規定による新規検査を受けようとする場合において、当該検査対象軽自動車に係る保安基準適合証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該検査対象軽自動車は、運輸大臣(新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

4 運輸大臣(新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)は、検査対象軽自動車については、当分の間、政令で定めるところにより、軽自動車検査記録簿を備え、これに新法第七十二条第一項に規定する事項を記録することができる。

5 運輸大臣は、この法律の施行前においても、旧法第七十五条第一項及び第二項の規定の例により検査対象軽自動車をその型式について指定することができるものとする。この場合には、同条第三項及び第四項、旧法第百条、第一百二条及び第一百三条並びに新法第一百十二条第二項の規定の適用があるものとする。

第三条 新法第七十六条の六第二項の規定の施行の際ににその名称中に「軽自動車検査協会」という文字を用いている者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は、適用しない。

2 協会の最初の事業年度は、新法第七十六条の三十三の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

3 資金計画については、新法第七十六条の三十四中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

4 第二条に規定するものほか、この法律

の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第五条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「当該行政庁」の下に「(同法第七十四条の三の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項において同じ。)」を加え、

五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車」に改める。

第九条第一項中「軽自動車」を「道路運送車両法(第五十条第一項及び第三項並びに第五十四条の八第二項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め)」に改める。

第六百九十九条の三第三項中「除く。」の下に「(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際に旧法第九十七条の三第一項の規定による使用の届出をしている

検査対象軽自動車で附則第二条第一項の規定により検査標章を表示しないものについては、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九条の二(同法第五十四条の七において準用する場合を含む)及び第九条の三(同法第五十四条の八第三項において準用する場合を含む)(これららの規定に違反する行為に対する罰則を含む)並びに第五十四条の八第二項の規定を適用する。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本万国博覧会記念協会」を「日本万国博覧会記念協会」に改める。

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(印紙税法の一部改正)

第十一条 得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(自動車重量税法の一部改正)

第十四条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。

第六条第一項中「官公署」の下に「又は道路運

業務の用に供する不動産。

第一百五十五条第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第三百四十八条第二項第二十三号の次に次の

一号を加える。

二十三の二 軽自動車検査協会が直接道路運

送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産

第六百九十九条の三第三項中「除く。」の下に「(同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)」

を、「当該自動車の登録」の下に「自動車検査証の交付」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「によ

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第九条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正す

車」に改める。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「施設費」の下に「軽自動車検査協会に対する出資」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「によ

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(自動車重量税法の一部改正)

第十四条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。

第六条第一項中「官公署」の下に「又は道路運

る登録」の下に「同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)」を、「当該登録」の下に「検査」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

二十三の二 軽自動車検査協会が直接道路運

送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産

第六百九十九条の三第三項中「除く。」の下に「(同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)」

を、「当該自動車の登録」の下に「自動車検査証の交付」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「施設費」の下に「軽自動車検査協会に対する出資」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「によ

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第九条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正す

車」に改める。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「施設費」の下に「軽自動車検査協会に対する出資」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「によ

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。

軽自動車検査協会 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(自動車重量税法の一部改正)

第十四条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。

第六条第一項中「官公署」の下に「又は道路運

送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の事務所」を加える。

第八条中「又はその権限の委任を受けた都道府県知事」を「若しくはその権限の委任を受けた都道府県知事又は協会」に改める。

第十条中「又は都道府県知事を」、都道府県知事又は協会に改める。

（軽自動車である検査自動車の暫定的取扱い）

12 軽自動車である検査自動車は、この法律の規定の適用については、当分の間、届出軽自動車とみなす。この場合において、第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定には、道路運送車両法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含むものとし、第九条中「陸運局長又はその権限の委任を受けた都道府県知事」とあるのは、「運輸大臣等」とする。（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

### 理由

最近における軽自動車の普及の実情にかんがみ、その安全性の確保及び公害の防止を図るために、軽自動車に対して検査を実施するとともに、これを行なうこととする軽自動車検査協会を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽国務大臣 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、わが国における自動車の保有台数は著しく増加し、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止は、ますます重要な問題となつてきていますが、政府におきましては、車両検査制

度を中心として、保安基準の強化、定期点検整備の励行等によりこれに対処してきているところであります。

軽自動車につきましては、従来、整備不良による事故率が一般車に比して小さかったこと、軽自動車の保有台数が少なかつたこと等の理由から検査を実施せず、主として、定期点検整備の義務づけ等使用者側の保安対策にゆだねてまいったのであります。最近におきましては、軽自動車の保有台数の増加が著しく、約六百万台に達しております。

スピードの向上、道路網の整備等と相まって高速走行する機会が多くなってまいりましたため、その安全性の確保が要請されるとともに、新たに公害の防止の観点からも規制の強化が強く要請されるところとなっております。

このような実情にかんがみ、軽自動車に対しても車両検査を実施することとし、安全性の確保及び公害の防止のための施策の一そとの充実、強化をはかることが、今回の改定の趣旨でございます。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、軽自動車に対しても、一定の軽自動車を除き、車両検査を義務づけまして、軽自動車は、有効な自動車検査証を備えつけ、検査標章及び車両番号標を表示しなければ運行の用に供してはならないことといたしております。

第二に、軽自動車の検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される軽自動車検査協会に行なわせることといたします。

第三に、軽自動車検査協会は、全額政府出資の法人としまして、その設立、役員、業務、財務等に関する所要の規定を設けております。

第四に、軽自動車に対する車両検査の実施に伴い、軽自動車についても型式指定制度及び指定整備事業制度を採用する等所要の規定を整備することといたしております。

経過措置を規定し、あわせて関係法令の改正を行なうことといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

○小堀委員長 何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○小堀委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小堀委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案について、本日、日本鉄道建設公團總裁原武司君を参考人として出席をお願いし、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小堀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小堀委員長 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。松本忠助君。

○松本忠助君 参議院の予算委員会の総括質問の間を経て、大臣に特に休憩時間中御出席をいたしまして質問をすることができまして、たいへん感謝にたえない次第でございます。しかしながら私の質問はすべて答弁は大臣にお願いいたしたい、重要な問題でございますので、このように考えております。

つきましては、きょうは十二時から一時というわずか一時間の間でございます。また、各党からそれぞれ大臣に対して質問があるというお話を承っておりますので、私は時間の許された限り、このほか、軽自動車の検査は、昭和四十八年十一月一日から実施することとし、その検査に関する

ら、残念でございますが次の方にお譲りいたしました。後日また大臣の御出席を得て質問をいたしたいと思いますので、自後の点につきましては、委員長にも十分御記憶にとどめておいていただきたい。よろしくお願ひをいたしたい次第でございます。よろしうございましょうか。

では、まず大臣にお伺いいたしますが、運輸省の最初の構想でございましたところの大都市輸送施設整備事業団、この設立計画は四十七年度の予算案で要求したわけでございますけれども、行政簡素化、こういうたてまえから、新規公団、事業団の設立が極力抑制される、こういうたてまえから、ついに日の目を見ることができなかつたわけでございます。したがいまして、鉄建公団が肩がわりするということになつたわけでございますけれども、大臣としては、この成り行きについてどうぞとも、大臣としては、この成り行きについてどうぞとも思つておられるか。事業団方式のほうではあるかによかつたのではなかろうかと私どもは思ふわけでございます。なぜ公団方式に後退したのか。単に行政簡素化のたてまえからのみではなく、裏に何かあるのではないかということをいろいろと私ども感じているわけでございます。この感じが当たつておられるか当たつていなかつたことはわかりませんけれども、このようを感じるのもこのようを感じるのもこのようを感じるものでございます。民鉄側の空氣も事業団方式から鉄建公団方式になることについては極力敬遠策をとつてきたように聞き及んでおります。民鉄側といつてしまつても、最後のどたんばへ参りまして玉砕するよりは、鉄建公団方式にしたほうが、それに対する以外に代替策がなければやむを得ない、こういう状態に受け取つたと思うわけでございます。したがいまして、民鉄側としても、鉄道建設公団がどうも国鉄の血を引いているといつては悪いですけれども、金に糸目をつけない親方日の丸の仕事ぶり、こういうものは世間周知の事実だと思います。そういうのですね。そういう鉄建公団にやらせるることはやはり避けなければいかぬ、こう思つてはたよろに思います。そういう点いろいろございますけれども、大臣として、鉄建公団方式になつ

た、この問題についてどのようにお考えになられ  
るか、まず第一回目に承っておきたいわけであり

○丹羽国務大臣 たゞハま松本先生の、事業団か  
ます。

らどうして鉄建公団にかわったか、これはざつと  
ばらんに申し上げまして、いま御指摘いただきま  
したとおりでございます。私どものほうといたし  
ましては、やはり事業団にいたしまして、将来こ  
れらの事業というものは非常にふえてまいる、ま  
たふやさなければいかぬ、こういうように思って  
おりますので、でき得れば事業団方式でやりた  
い、専門にやりたいということを考えた次第でござ  
いますが、御承知のとおり、行政簡素化その他  
からいたしまして、公団は極力押えていく、政府  
機関または政府関係機関はできるだけ押えていく  
という内閣の方針がございました。それと、一面  
また鉄建公団のほうは今まで新線建設をずっと  
やっておりました。非常にそれらの実績もあがつ  
ておりますし、経験も豊富になってきておりま  
す。むしろ新しいものよりもそのほうの経験を生  
かしたほうがあるのではないかということになっておりま  
す。むしろ新しいものよりもそのほうの経験を生  
かしたほうがあるのではないかということになつてお  
りますが、非常にそれらの実績もあがつてお  
りますし、経験も豊富になつてきておりま  
す。むしろ新しいものよりもそのほうの経験を生  
かしたほうがあるのではないかといふ点もござ  
ります。また最近におきましては新幹線  
その他の都市交通路線につきましても鉄建公団がこ  
れに当たる、こういうことになつております  
鉄建公団にこれをやらせるのが、むしろ新しい事  
業団よりも経験を生かす点におきましては有利な  
じやないかということを考え方として、どうしても  
この際は、御承知のとおり今日の都市交通空間が  
非常に狭隘になつておなりまして、それに対しまし  
て國の力強い助成、援護のもとに、やはり民鉄に  
対しましてもある程度の助成をしていかなければ  
都市交通は麻痺するという觀点からいたしまし  
て、今回の鉄建公団にやらせる処置になった次第  
でございます。

的に、合理的に建設をやっていると思っていいる次第でございます。また今回は、工事実施計画は私鉄業者がもうすでに工事施行の認可に適合するようて定めていいる次第でございまして、そういう点

なると思つてゐる次第でございまして、また鉄建公団も今日の時代の要請に応じまして、都市交通の需要過剰を緩和する意味におきましても、どうしてもやはり早急に線路の増強ということをはか

ますけれども、それから考へるならば、理事になれる人は、ある特定の役職にいた者しか就任できないと思うのです。もっと具体的に言うならば、現職の總裁、<sup>副總裁</sup>理事の歴史から生しても准

で、計画の点につきましてはすでにできている、また管理費につきましては極力節減をするというふうな方途を講じてまいりまして、そういうことによりまして、より一そう低廉に施設ができるではないか、またそういうふうに指導しなければいけぬということを私ども考えてやっている次第でございます。私どもの監督が十分行き届いてまいりましたならば、いま先生の御指摘のような高価になるという懸念はなく建設が進む、こういうふうに思つておる次第でござります。

○松本(忠)委員 いま大臣はしなくもおっしゃいましたけれども、業界では、民鉄側では、やはり事業団方式を極力望んでいたというふうに私ども聞き及んでおります。しかしどんだんばに来てこういうふうな事態になつて、これが法律案として出てきたわけでございます。したがいまして私どもは、この鉄建公団方式が有終の美をおさめて、都市交通の改善のために大きく役立つていただければ幸いです。しかし、鉄建には鉄建としての、国鉄の建設という大きな問題があるわけで、そこへもつてきて民鉄の建設を背負い込むわけでございます。特に、これに対する出資もないわけでございます。そういう点を考えますと、私はやはりこれは別に事業団を置くべきではなかろうかという気がいまもしているわけありますが、鉄建公団方式で完全にこの目的を達成せられるという確信が大臣ござりますか。この点をひとつ伺います。

○丹羽国務大臣 いま御指摘の心配もある次第でございますが、今回の鉄建公団におきましては、

なると思つてゐる次第でございまして、また鉄建公団も今日の時代の要請に応じまして、都市交通の需要過剰を緩和する意味におきましても、どうしてもやはり早急に線路の増強ということをはか

ますけれども、それから考へるならば、理事になれる人は、ある特定の役職にいた者しか就任できないと思うのです。もっと具体的に言うならば、現職の總裁、<sup>副總裁</sup>理事の歴史から生しても准

○松本(忠)委員　いま大臣からもお話しがございましたように、この鉄建公團の中に新しく民鉄のための理事も一名置く、これは八条において、新しく「六名以内」を「七名以内」にするということになつたわけでありますけれども、いずれにしましても、いま大臣お話しのあつたように、都市鉄道の建設については練達の士が選ばれてくることと思います。しかし、これを官僚かあるいは民間人から選定するのか、これらの点について、私ども聞き及んでいるところでは、自薦、他薦がたくさん大臣のところに行っているということを聞いております。大臣、おそらくそのことについで答弁されるときには、そういう事実はどうぞせんと、こう言われるに違いありませんけれども、私どもちょっと不安に思いますのは、現在の鉄建の総裁、副総裁、まあここにも御関係の方がいらっしゃるのにどうもことばが過ぎるようでおせんと、こう言われるに違ひありませんけれども、総裁、副総裁をはじめとして、六名の理事ことごとくが官界の出身、公社の出身。すなわち運輸省から一名、大蔵省から一名、警察畠から一名、その他五名は国鉄出身者、こういうふうになつております。これから見ましても、この法律が施行せられました暁の理事一名やつてくれるものと期待している次第でござります。また私どももそれらに向かいまして十分指導監督をしてまいりたい、こういうふうに思つてゐる次第でございまして、必ず私はその期待にこたえられるものという確信を持って今日進んでいる次第でございます。

ますけれども、それから考へるならば、理事になれる人は、ある特定の役職にいた者しか就任できないと思うのです。もっと具体的に言うならば、現職の總裁、<sup>副總裁</sup>理事の歴史から生しても准

はかつて地方鉄道業の役員であった者の中から選定されるであります。要は、その現職にある者でなくして、すでに退職した者であるならば一向差しつかえない、こういうこと。要するに天下りオーケー、こういうことであります。これでは官僚優遇、お役人退職者大歓迎、こういわれましてもやむを得ないのではなくかと思うわけです。民鉄の建設には練達の士を求めるという大臣のいまの方針からするなら、民間人を起用すべきではないかと私は思うわけであります。しかしながら、お役人さんのいわゆるなわ張り根性といつては申しわけないかもしれません、事実こういう根性があるようでございます。そのなわ張り根性からいくならばそうはさせないだろうと思ふのですね。そうだとすると、やはりお役人さんの退職者以外にはないのではなかろうか。いかなる人物を選ぼうと、それはまあ大臣のかつてではござりますけれども、かつて私が、外貿埠頭公団の設立に際しましてもその種の質問をいたしました。そのときも大臣は、そういうことはないと言ふられておりましたけれども、結局任命された方はお役人の退職者でございました。これでは、官僚は退職後の、要するに落ちつき先をつくるために、在職中に新しい事業を起こすんだ、こういうことをいわれましても、返すことばがないのではないかと思います。その点、事業団ができなくて不満があるんだ、こういう言い分の人もあるようです。公團になってしまったので、常務理事一名

10 of 10

くることを考えている。これとやはり軌を一にしているのではないかと思うわけですね。こうしたことであっては、民間人が、要するに大衆が政府の言うことを信用しなくなると思うのですよ。何でも役人が自分たちの甲らに似せて穴を掘る、こういう方式、これではいけないんじやないかと私は思うのです。こういう点をどのように大臣はお考えになつておられるか、お答えを承つておきたい。

○丹羽国務大臣 非常に適切な御質問でございまして、今回鉄建公團での役員の選定につきましては、何しろ新しい仕事でございますし、ことに民間鐵道の路線をつくるということをおもにしている次第でございますので、これは官民といいますか、今まで役所にいた者、民間にいた者を問わはず、あらゆる方面から考慮をいたしまして、それにふさわしい人物を選ぶ、今回の仕事遂行のために一番ふさわしい人物を選ぶことが必要じゃないかと私は考えている次第でございます。そういう点で、役所にいた者を天下りをしなければいかぬとかいうような考えは、私は毛頭いま持つております。また具体的にはただいまのところ、自薦、他薦と申しますけれども、實際のところだれもまだ私のところへ言ってきておりません。そういう点で十分慎重に考慮いたしまして、私は運輸行政全体がそうだと思う次第でございますが、あまり官僚化してはいかぬということは、私は運輸自身の態度もそうでございますが、もうできるだけ、これは運輸サービスなんだから、ほんとうに商売人になつたつもりで、利用者の方にどういうことをすれば利便を与えることができるか、それだけをしようかと考えてやれ、しゃくし定本など、法律的な解釈ばかりでやつたのでは、これらの運輸行政はつとまらぬということを私は常に言つておられる次第でございまして、それをやはり一番の信念としてこれからも指導してまいりたい、つきましては、まあ官職にいた人でも、そういうふうな考えでおります。まして、今回の人選につけましては、まあ官職にいた人でも、そういうふうな考えで、運輸サービスをぜひやりたいという気持ち

の者もおりますし、ただ権力にあぐらをかいている人も、あるいは民間のうちにも、自分は重役だからといつてような人もいるかもわからない。そういう点を勘案をいたしまして、民主的な民鉄の立場を十分わかつて、そうして仕事も合理的にできるる、しかもこれは技術的に非常にいろいろ問題があると思う次第でございますが、それもわかる人を出したい。私は、ただいまのところ、だれからもほんとうに言ってきておりませんし、白紙の状態であります。それらを基準といたしまして選考いたしたい、こう思つておる次第でござります。

○松本(忠)委員 大臣のおことばでございますから、それを信用いたします。どうか民鉄建設のためにには必ず練達の士を選んでいただきたいと思うわけでございます。

そこで、このいわゆる任命になるところの民鉄担当の常務をトップにいたしまして、局とか部とか課とかどういう編成ができるだらうと思うわけです。そこにもまたそれぞれ幹部職員ができ、それぞれのポストから天下りが予想されるわけでございます。そういうことがなければよろしいわけでございますけれども、これははつきりあるでありますと、その幹部職員あるいは一般職員、こういう方々の員数あるいはこの人件費あるいは業務費、こういったものが鉄建公団の予算面にどのように計上されているのか。この点は大臣、もし数字のほうで何でしたら、ひとつ鉄監局長からかわってお答えをいただきたい。前の常務理事との関連がございますので、その問題を持ち……。

○山口政府委員 今回の構想によりますところの公団の民鉄部門に対しまくる組織、定員でございますが、現在大蔵省と協議、検討いたしております。ただこの場合に、この組織なり定員でございますが、これは当然民鉄関係の工事の管理費ということになりますて、工事の中に含まれるかつこうに相なるわけでございます。したがいまして、そういう意味では、全体の、今年度のものと

いたしましては、百二十五億の工事費の中でそれをまかぬうということになるわけでございますので、私どもいたしましてはできるだけ簡単な組織でこれを組織してまいりたい。いま仕事のやり方等もからみまして、できるだけ簡単な姿の組織、定員をつくってまいりたい、このように考えております。

○松本(忠)委員 けつこうであります。いずれにしましても、百二十五億が初年度についた予算の中でやるということであつて、そうしますと、まだ具体的にはできていませんね。——わからりました。

それで、あいろいろ大臣にお伺いしたいことがあるわけですけれども、ちょうど時間が参りますしたし、ちょうどきりのいいところですから、これで一応打ち切りにしまして、次の方にお譲り申上げておきます。次回、あと引き続いてまた大臣のおいでのときにやらせていただきたいと思います。

○小室委員長 井岡大治君。

○井岡委員 今度のこの公団の一部の改正をするにあたって、都市交通が中心になつているということをいま私はお伺いしたのですが、そうであるとするならば、さきに政府がきめられた総合交通体系との関係をどのように持つておいでになるのか、この点をお伺いしておきたい。

○丹羽国務大臣 総合交通体系のうちにおきまして、都市交通は御承知のとおり過密人口をかかえてしまつて、しかも申しわけない次第でございますが、交通空間が非常に狭隘でございます。その取得が非常にむずかしい。したがいまして、都市交通におけるところの線増その他輸送の増強ということが非常に困難でございます。その点は総合交通体系でも指摘をされている次第でござります。したがいまして、大都市におけるところの輸送の増強ということは、都市交通の一つの眼目にもういたわれているところでございます。それらを勘案いたしまして、都市交通の輸送需要の増加に対応して、それを補強する一環といたしまして、

今回の鉄建公団方式によりまして、これらの中鉄の線増をはかるうといふことがねらいでやつておるつもりでございます。

○井岡委員 都市交通というのが、いま言われたように、いわゆる都市計画との関係が多分にあるわけなんです。そこで、都市計画との関係をどのように調整をするかということが、私は都市交通の政策のキーポイントだろうと思うのです。そこで、公団が今年度百二十五億のうちで工事をしていかれるわけですが、これらの問題を解決するためにはどうしても先に計画的にやっていかなければいけないと思うのです。そこで、それらの問題を計画的にやるために、首都圏、中部圏、近畿圏となるわけですが、いずれもその答申が出ておるのであります。その点について……。

○丹羽国務大臣 これはいま井岡先生の御指摘いたしましたように、大都市交通の整備には都市計画と十分適合した政策をとらなくてはいけない。都市計画をつくる場合に、やはり交通体制を事前に十分に調査をいたしまして、それでやらなくてはいけないことは御指摘のとおりだと思う次第でございます。

今回の鉄建公団方式による民鉄の線路増強につきましても、大体ただいまのところは東京、大阪、名古屋でございますから、首都圏、中部圏、近畿圏といふうに一応限られておる次第でござります。それらの計画と適合させる形におきまして、これらの計画を続けてまいりたい。具体的には建設省、それからいま申しました首都、中部、近畿の三圏と十分連絡をとりましてやっていく、いまでもその協議はしておる次第でございますが、これからもますます協議を密にいたしまして、そのないようやつまいりたい、こういふふうに思う次第でございます。

○井岡委員 今日都市交通がこんなに行き詰まってしまったのは、都市の構造が無計画に行なわれた。これが私は最大の原因だらうと思うのです。その都市の形成をどうするかということ、このことを考へないでやつていった場合、幾らたつても

この問題は解決しない。したがって、今回のこの公団の一部改正によって、これらのことことが考へられておるのかどうかということになれば、私はいる場合があとを追つかけている。こういうような気がしてならないのですが、これらの問題についてどうお考えになりますか。

○丹羽国務大臣 申しわけない次第でございますが、いままではあとを追つかける、そのとおりでございまして、実は都市計画をつくる場合には交通体系をいかにするかということを事前に一緒にレベルにおきまして計画をいたしましてやって、初めて目的を達成することができる。具体的に申し上げますと、先般この付近に三十六階の霞ヶ関ビルができ、一万五千人の通勤者があるといった場合に、交通はどうするかということが問題でございまして、それだけのビルをつくる場合に交通網をどうするかということが一番の問題になるということ、今までのようになだ道路の幅員を広げるということだけではなく間に合いません。御承知のとおり一万五千人を運ぶのに三十車線にして自家用自動車にいたしますれば一時間もかかる、こういうようなことでござりますので、やはりどうしても大量輸送機関が必要であるというようなことがあります。私どもは、そういう方面につきましては、計画をつくる場合に、交通体系をいかにするかということをぜひ十分に緊密な連絡をとってやつてていく。その点は、都市計画の主管庁であります建設省も十分気がついてまいりまして、いま連絡を密にいたしまして、今回措置につきましても、建設省からもニュータウンその他につきましてのいろいろの要望がございまして、それらも勘案をいたしましてやつていくつもりでいる次第でござります。

○井岡委員 その点は、大臣、この霞ヶ関ビルのときには、われわれこれを問題にしたわけなんですね。あそこにある大きなものを建てて、どうしてそれが運ぶんだ、こういうことを問題にしたわけなんですね。しかし当時は、運輸省のほうはなかなかじょうずな御答弁をなさって、ついにその正

体を明らかにされなかつたわけですが、結局はそういうことになつた。

そこで問題は、やはり、どう申しますか、次の都市をつくる場合には、先に鉄道をつくつていかなければいけない、ガスをつけていかなければいけない、水道、こういうものは先にやっておかなければいけない問題だと思うのです。しかし私はいまここでこの問題を論議しようとは思いませんけれども、少なくとも国土開発と密接な関係があるのですから、建設公団それ自体も、十年なら十年、十五年なら十五年の先の見通しを立てた計画的なものでなければならぬと思うのですが、この点はどうなんですか。

○丹羽国務大臣 私もそのとおりと思つ次第でございます。今年はまず、初年度でござりますので、わずか百二十五億の予算をやっととれた次第でございまして、先ほども松本先生から御指摘ございましたが、出資金も一つも出してない、私もそのとおりだと思う次第でござります。

○井岡委員 そこで、もう一点だけお尋ねします。

二十二条の二の四項に「建設大臣の意見をきかなければならぬ。」、こう書いてあるわけですか、この点ひとつ……。

○山口政府委員 二十二条の二の第四項でござりますが、それは聞く場合はどういうことをさすのか、この点ひとつ……。

○井岡委員 二十二条の二の第四項でござりますが、これは運輸大臣が新住宅市街地開発法をつくることがやはり必要である。都市計画の進展に見合いましてつくることが必要である。こういうふうに私は考へておる次第でござります。

○丹羽国務大臣 まあ技術屋さんを前に置いてこういふことは私は少し酷な言い方だと思いますが、とにかく技術屋さんというのはどんどんこしらえていきたいわけなんです。しかし、こしらえていきたいわけだけれども、いま申し上げたように、都

市計画とぶつかってしまって、にっちもさっちも動かぬ、こういうことです。そこで、建設省との関係というものはほんとうに密にやつておかない

ところは私は少し酷な言い方だと思いますが、と

いうふうな場合には、これらの事業によつて市街地が開発され、あるいは造成されるわけござりますが、その居住者のための輸送力をこの鉄道の建設、改良によりまして確保することになるわけござりますので、その鉄道施設、軌道施設の工事の施行といふものとこれらの住宅関係の工事と

いうものの間の調整という意味で建設大臣の意見を聞く、こういうことでござります。

○井岡委員 先ほど、一番先に私が聞いたのはこ

こなんです。だからあとを追つかけるというか

氣持ちかどうかは、この点はあとで資料としてこ

としの計画を下さい。そうして、そこがはたして優先順位になるのかどうか、こういうものもやはり検討しておく必要があるのではないか、こう思つたのです。この点は鉄道局長にお尋ねをいただきたい。

○山口政府委員 今年度の工事につきましては、現在まだ検討中でございます。これは法律によりまして、地方鉄道事業者からの申し出に基づきまして当該工事という工事が、大都市の交通の整備のために緊急であり、かつ鉄道建設公団が行なうために適当であるかどうかという観点から審査いたしました上で、これを処理するということでございます。

○丹羽国務大臣 今度の場合は追つかけること

はやむを得ないととしても、当面やはり私は、五年

なり十年なりの計画があるわけですから、その計画とくらみ合わせてやっていただく、こういうこ

とを強くお願いをします。同時に、その点をもう一度大臣からはつきりしておいていただきたい、

こう思うのです。

○丹羽国務大臣 いま御指摘いただきましたとお

りでございまして、率直に申しまして、どうも運輸行政がおくれておる。いまの人口の大規模な移動現象に対しまして追いついていかないというの

が現状、これがために住民に非常に御迷惑を及ぼしているということだろうと私も思つておる次第でございます。

○井岡委員 御承知のとおり、最近の状態におきますると、過密と過疎の格差是非常にひどくなっている。こ

とに過密方面に対する今までのそういうよ

うな手当てが非常におくれております。これは一

面におきまして、ただに運輸省だけを私は責める

わけではございませんが、全体の齊合性のある國土開発の点におきまして、実行面でやはり欠ける

御承知のとおり、最近の状態におきますると、過密と過疎の格差是非常にひどくなっている。こ

とに過密方面に対する今までのそういうよ

うな手当てが非常におくれております。これは一

面におきまして、ただに運輸省だけを私は責める

わけではございませんが、全体の齊合性のある國

土開発の点におきまして、実行面でやはり欠ける

御承知のとおり、最近の状態におきますると、過密と過疎の格差是非常にひどくなっている。こ

とに過密方面に対する今までのそういうよ

うな手当てが非常におくれております。これは一

面におきまして、ただに運輸省だけを私は責める

わけではございませんが、全体の齊合性のある國

土開発の点におきまして、実行面でやはり欠ける

御承知のとおり、最近の状態におきますると、過密と過疎の格差是非常にひどくなっている。こ

とに過密方面に対する今までのそういうよ

うな手当てが非常におくれております。これは一

面におきまして、ただに運輸省だけを私は責める

わけではございませんが、全体の齊合性のある國

土開発の点におきまして、実行面でやはり欠ける

御承知のとおり、最近の状態におきますると、過密と過疎の格差是非常にひどくなっている。こ

とに過密方面に対する今までのそういうよ

うな手当てが非常におくれております。これは一

面におきまして、ただに運輸省だけを私は責める

わけではございませんが、全体の齊合性のある國

都市交通の問題は、単に今までのようになど内だけでは解決できないような状態です。やはり域外に出ていかなければいけない。そういう場合に、それと現在の既設の線などをどう調整させて、どう流れを変えていくか、こういうことを十分検討されてひとつ事業を遂行していただきたい、このことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

でいるわけですね。結局また同じことをトレーニングをしていくと、いつまでたっても悪循環を続けるだけなんです。おれのほうに相談しなければ三十六階建てはつくらせないのだということはなかなかできないのでしょうから、いつも思い切ってこの辺で、東京なら東京ではどこで通勤対策は打ち切るのだ、この辺まではやって、あとは責任は負わないよ、高架化とか複線化、これはいいでしょ

かと思う次第でございます。将来の見通しといたしましては、先生が御指摘になりましたような、やはり新全総によりましてどの点を開発する、どの点に大都市を持っていくかという、要するに人口の再分配と申しますか、均衡のある、齊合性のとれた都市の分散をどういうふつにするかということによりましてやらざるを得ない、またやるべきが焦眉の急である。私もそう思つておる次第で

的にはよほど有利なはずなんです。だから運輸省も  
いいかげんにあとから追っかける行政はやめ  
て、逆に東京都市圏はもうこれで終わりといつても  
らしいのはつきりした態度を打ち出すべきである。  
そういう意味で申し上げているので、その点の見  
解を伺いたい。

○小委員長 河村勝君。  
○河村委員 今度の問題につきましてはもうすでに事務当局からは一応話を聞いております。ですから大臣に伺いたいことだけを、ポイントだけを申し上げますから、要点だけ御答弁をいただきたいと思います。

うけれども、新しく線を延ばしたり引いたりするのは、そういうめどがなければならないと思う。答申が出たから何となくそれをまたやつていくと、いうのでは、せっかくこういった方式をつくつても結局矛盾の繰り返しになると思うのですね。一体、この都市交通審議会の基本計画について大臣

ございます。それらができるよう私からも促進をいたします。それにのっとりまして大都市交通の交通網の整備をはかつてまいりたい、それらの計画を一刻も早くつくってまいりたい、こういうふうに思つておる次第でござります。

かしい点は、何と申しましても首都圏に人が集まつてくるというような状態、ずっと前に河野建設大臣のときに軒都説がありました。やはり政界から離じなければならないけれども、政治と経済都市と別にすることとか、あるいはいまいわれておりまするとことの事業所課税であるとかいろいろの方策を講じます。

いま岡田さんから都市計画と通勤施設との統合について、いつもあとから追かけていて、ついに困るじゃないかという話がございました。まあ確かにその通りだと思うのですけれども、宿命的に輸送施設というのはそういうところがあるわけですね。これからもそれをなかなか簡単に直すわけにはいかないと思うのです。今度私も原則的に賛成なんですけれども、この中には高架化それから複線化だけではなくて、新線も含まれているわけですね。一体どこまで新線をこれからやらせるのかという根本問題があるのでですね。さつき岡岡さんが言われたように、いつまでも現象を追っかけていったら、結局いつまでたっても切りがないのですね。結局大都市圏そのものの問題が解決ができないのです。つい最近、都市交通審議会で東京及びその周辺における高速鉄道を中心とする交通網の整備強化に関する基本計画についてという答申がございました。これについて新線と、それから在来線を先に延ばしていくものとを含めて十数線が答申されていますね。これはおそらくおやりになるつもりだろうと思うのですけれども、こうやってやつていきますと、いますぐに片一方では産業再配置、産業分散の計画も進ん

○丹羽国務大臣 ただいま河村先生から御指摘をいたしましたのは、たしか首都圏の都市交通についての答申でございましょう。これは御承知のとおり新線を十三ふやす、距離にするといままでの地下鉄の大体三倍になる、こういうことでござります。これは現在の首都圏の交通状態から見まして、これから将来延びる、また人口もふえるとして、いう想定でございませんで、これは六十年を一極の目安にしておりますが、大体におきまして、ただいまの人口配置状況で、東京を中心とする首都圏におきましてはこれだけが必要であるという最も小限度のあれをした御答申であろうと思う次第でございます。これは御承知のとおり、ニューヨークまたはロンドンその他の都市から比べますと、まだ地下鉄の走行キロ数が非常に少ないということ、またどうしても首都圏におけるところの交通空間が少なくてやはり地下によって高速通勤をはからなくてはいけぬ、こういう必要な措置からやつたと思う次第でございまして、この点はあるいは近畿あるいは中部におきましても、相當まだこれからやらざるを得ない点もあるで今後もまた引き続いてこういう計画を進められるつもりであるか、その根本的なことについて伺います。

送需要があるところだけではないに、将来開発さ  
れるであろうと予想されるところまで含まれてこ  
ういう計画ができるのですよ。これをやつて  
いますと、切りがないのです。ですから、私はこ  
れ自体が悪いと言っているわけじゃないのですけ  
れども、もうこれ以上はやらないんだ——地下鉄  
のことをおっしゃったけれども、地下鉄は、これ  
はあたりますよ。これは都区内の交通渋滞を  
もつと緩和して、ほんとうに自由に動けるようす  
ということでは非常に意味がある。だけれども、  
線路を遠くに延ばしてばかりではダメで、これは  
ここらでもうやめるということを言わなければ、  
独裁国家じやありませんし、土地も国有じやあり  
ませんし、いままでと同じように、新全總とかな  
んとかいつたって、結局方々いでたらめにでき  
て、また追っかけていかなければならぬ。どこか  
で、もうこれ以上やらぬという宣言をしなけれ  
ば、あとを追っかけるんじやなしに、逆に居直っ  
て、この辺でやめたという宣言をしないと、いま  
の役所の総合計画性なんといふものは怪しいもの  
ですからね。だから、ある程度居直らぬ限りは片  
づかない。国の投資効率からいったら、むだなん  
ですね。いま線路をつくるといったってへん  
なんですよ。その金を都区内の再開発に使って、  
通勤しないでいるように考えたほうが国民経済

してやっていく。ただ私のほうの交通だけつくらすというところでそういった傾向がおさまるものではございませんで、それは私が申し上げるまでもなく御承知だと思います次第でございますが、やはりそれらを総合いたしまして、私どももそれの一翼をになって、将来はそういうふたよな人口過密都市——大体いまの千百万をこすというような人々構成の都市というものはもう限度である、もちろん限度でなくてはならないと私どもも考えております次第でございます。いま御指摘のような点をあらゆる面から検討いたしまして、均衡のとれた国土の再開発のために邁進してまいりたい、こう思つておる次第でございます。

るわけです。ですから、いいかげんのところで——今度の交通審議会の答申を見れば、大体これが限度だと思うのですよ。これでもってもうあとはやらぬくらいのことを、あなたも國務大臣ですからはっきりと政府の中で宣言をして、それをここにして都市計画をほんとうに進めていくことを考えなければいかぬ、そういう意味で申し上げております。

もう一つ気になるのは、今度のこの都市交通審議会の答申を見ましても、純然たる新線も三線あるようだけれども、あとは在来線を引き延ばしていくだけですね。そうすると、もとのほうを太くしないで先のほうばかり延ばして、一体それでは

んとうに楽になるのかならないのか。私はまだ画面を見ただけで、数字を計算したわけではありませんから、実際はどうなるかわかりませんが、この点も非常に非常に問題があると思います。いま大臣た

ぶんおわかりにならないと思いますから答弁を求めませんが、事務当局におまかせにならないで、

この点は本質的な問題ですから、もうちょっとよく御検討いただきたいと思います。

それから具体的に一点。今度建設公団が建設する場合、利子補給を国が半分、地方自治団体が半

分負担することになつておりますね。事務当局に聞きますと、利子補給を地方自治団体に負担させるという話し合いは大体ついているというような話であります。大臣お聞きかどうかわかりません

が。ことしは総額で三千万円くらいですから、たぶん話がつくのは楽だと思いますけれども、一

体どの程度の計画で今後公団に負担をさせるのか。相当な額にならなければこういう方式をつ

くった意味がありませんからね。そういう長期的な話し合いをおやりになっているかどうか、單なる单年度のことをやっているだけなのか、その点をちょっとお伺いしたい。

○丹羽国務大臣 ただいまのは单年度のことだけでございます。これは自治大臣も了承している次

でござります。

第でございます。しかし将来は、先ほど私が申しましたようにやはり五ヵ年計画をつくりまして、

計画的にそれらの敷設をしていかなければならぬ。そのときの地方負担もそれに相応した地方負

担を要求してまいりたい、こう思つてはいる次第でございます。

御承知のとおり、いま交通輸送の費用につきましては、要するに開発利益が還元されているとい

う問題もございます。開発利益の算定というのは非常にむずかしい次第でございますが、少なくともこれが東京と隣接地帯ということになります場合には、東京に住んでいた者はもちろん地方に住んでいる者もそれだけの、ある程度の開発利益を受けしていく、私はそういうふうに思つてはいる次第でございます。そういう意味で、ある程度地方負担をしてもらつても当然である、私はこういうふうに思つてはいる次第でございます。

○河村委員 予算は单年度ですから、形式的には

その年のことしかきめられないだろうと思いま

す。ですから、こういう計画は、スタートするからには単なる单年度のことだけではなくて、

将来にわたつて相談ができるで、こういう計画を出すというのはおかしいですね。もしそうであ

るならば、地方自治団体が出来ない場合には国が全額を負担するという決定がなければならないですね。その点は一体どうなつてはいるのか、その御返事を伺つて私の質問を終わります。

○丹羽国務大臣 その点は必ず国と地方とでもつて負担をしてまいる、地方も必ず負担をすることを了承すると思ってはいる次第でございます。だからこそお話をございましたが、そういう長期間の計画もつくりまして、自治省とも相談をいたしましてコンクリートにしてまいりたい、こういうふうに思つてはいる次第でございます。

○河村委員 そうすると、これから相談されるというわけですか。ここでもつて法案を審議して、これから計画をスタートさせようとしているの

に、ことしのことはきまつてはいるけれども、先のことはまだこれから相談するのだ、そういうことなんですか。

○丹羽国務大臣 負担をするということにつきましては、原則的に自治省は了承している次第でござります。ただ、その金額それから将来の計画と

いうものにつきましてはこれからきめてまいりたいことでございます。

○小峯委員長 大臣には御退席をいただきます。

統いて井岡大治君。

○井岡委員 鉄監局長にお尋ねをいたしますが、「大都市の機能の維持及び増進に資する」ことを

加えられているが、これは大都市だけに限られたものであるかどうか、この点まずお聞きしたい。

○山口政府委員 この第一条は目的を書いてござ

いますが、その第一條の改正によりまして、大都市の機能の維持、増進ということを書いてござ

ます。したがいまして、今回の改正の趣旨は、やはり大都市の機能維持のための鉄道の整備とい

うところにございます。

○井岡委員 実はその大都市の定義でございますが、これには政令都市と、こういうふうに書いて

あるわけですよ。今まで政令都市と、中部圏、近畿圏、これだけでよかつたわけですねけれども、四月一日から札幌、川崎、福岡が加えられておるわけ

です。だからこそお話をございましたが、この点お尋ねしておきたい。

○山口政府委員 この法律で大都市ということ

は、先ほど先生御指摘のように政令で定めるとい

うことになつております。したがつて、政令でど

ういうふうに定めるかということは、この法律の適用の鉄道建設公団によって工事をしていくとい

うことによりまして、その大都市の交通の整備が

はかられ、そして住民の通勤通学輸送、その他の

輸送の足が確保されるということにふさわしいと

ころが政令できめられるということに相なるわけ

でございます。

○井岡委員 そこで、この問題をやる場合、当然

その都市計画あるいは区画整理事業等々と関係が

出てくるわけですが、その場合、都市計画が優先

するのか、あるいはその鉄道建設のほうが優先す

合に、必ずしも三大都市圏を限つたものではございません。もっと広い場合もありございます。

ただいま私どもとりあえずは東京、大阪、名古屋を政令で指定していただいたらどうかというふうに考えておりますが、将来の必要に応じましてこれを当然広げて規定をしてまいるというふうに考

えております。

○井岡委員 違うですよ。大都市圏というのは「政令で定める大都市及びその周辺」、したがつてこの大都市圏というのは、政令で定めるということになれば、札幌、川崎、福岡、こういうことにもうなつてはいるわけです。さらにこれを政令と

いう形で、この公団の適用というのですか、公団が建設する地域を新たに政令でできるのですか。

その点、どうですか。

○山口政府委員 ここで書いております「政令で定める大都市」という意味は、いわゆる地方自治法上の政令都市という意味ではございません。こ

の法律で政令で定めるということをごぞいます。

現在、各種の法令の中では大都市といふ表現を用いておる中でも、必ずしもその政令におきまして三

大都市だけを指定している、あるいは七大都市を指定しているわけではございませんので、場合によつては相当多くの都市を大都市ということで政

令で指定している例もございます。したがつて、ここではいわゆる自治法上の政令都市といふことにとらわれずに、この法律を適用することが適当なものについてはこれを広げていくというふうに理解していいのですね。

○井岡委員 そうすると、当面は三大地域圏とい

うのですか、それに限るけれども、将来は、政令で定めた場合他の地域にも及ぶ、こういうよう

に理解していいのですね。

○山口政府委員 おつしやるとおりでございま

るのか。この点はどうなんですか。

○山口政府委員 ここで考えておりますところの政令でございますが、これは政令では具体的な工事がどこであるとかいうようなことではなくて、たとえば東京都なら東京都、あるいは大阪市なら大阪市というようなことでございますから、したがって、その段階では都市計画との関連は生じてこないわけでございます。問題は、都市計画との関連が生じてくるといいますと、それは都市計画決定をする段階での話になってくるわけでございまして、都市計画法に基づくところの都市計画決定につきましては、場合によつて運輸関係の行政機関との協議その他の調整といふことがござります。またこの法律でもここに書いてございますが、大都市、いわゆるニュータウン関係のような場合は土地区画整理法といふような場合につきましては、新住宅市街地開発法あるいは、建設大臣の意見の聽取といふことでそれを調整をしていくということであります。やつてまいります。

○井岡委員 いや現実にはその都市計画事業といまあなた方——先ほどまだどこをやるということはきまつていません、こういうことでございましたから、私自身はここだといふことは的確に申しますが、建設大臣の意見の聽取といふことでそれを調整をしていくということであります。やつてまいります。

○井岡委員 全く一般的な問題ですから、これは議論をすることができますけれども、都市計画が、過去においてむやみやたらにやつていったあ

せんけれども、おそらくある一部のところでこれは必ずひつかかる。しかも、ひつかかって、いま困つておいでになるこういう問題があるわけですね。ですから、そのところを十分建設省と話し合ひをしておかないとなかなかいかないのじゃないか。しかもこれは早急に結論を出してもらわなければいかぬ、こういうようになります。

そこで、建設省の都市計画課長、お見えになつていますね。そういう場合、えつてして、都市計画事業を遂行する上でこの鉄道の問題がかなり問題になつてゐるわけですね。具体的に言うと、たとえば私は一つだけ知つていています。それは寝屋川の問題。おそらくこれは四十七年度計画で寝屋川に複々線にされるでしょう。この問題が一つ。それから守口の問題。こういう問題があるわけで

す。だから、これらの問題について、どういうよ

うに解釈をなさつておいでになるのか、この点お伺いしたいと思うのです。別に守口、寝屋川といふ意味でなくともけつこうです。

○久保田説明員 都市計画法では、都市高速鉄道が都市施設として定められております。そういうものにつきまして、都市計画をきめるか、きめな

い

す。

○井岡委員 その基準はどのくらいに置いておられるのですか。

○山口政府委員 先ほど申しましたように、この工事の種類でございますが、結局はニュータウン等に対します新線でございますが、これにつきましては地下鉄直通に対する工事がかなりの部分を占めて、そして公団が独立してやつても支障がない、やつたほうが適当であるという場合にはそれを使う。それから複々線化工事でございましても同様でございまして、複々線化工事の規模というものがある程度の規模を持つていて、そしてそれを公団が取り上げてやっても責任分野の混淆を来たしたり、あるいは運営上の支障がないとかいうようなことを考えまして、そしてその実施計画を定めることでございます。

○井岡委員 先ほど大臣に希望を申し上げておきましたが、いわゆる最近の交通事情から考えて、かなり広範に延びなければいけないのじゃないか。俗なことばでいえば広域的な交通政策を立てなければいけないのじゃないか、こういうよう思ふわけです。そうなつてまいりますと、当然先行投資的な性格を持つわけです。そういう場合、二十五年でこれを償還、こういうようにお聞きしておりますが、それはなかなかうまくいかないのではないかと思うのですが、この点はどうなんですか。

○山口政府委員 この種の工事、ただいま申し上げましたようなニュータウン新線工事だとあるのは複々線化工事だと地下鉄乗り入れ工事でござりますが、非常に巨額の投資を必要とするわけでございます。その意味で、問題は、一つにはこれまでによって鉄道事業者の収支が非常に悪化する

いうことが考えられますことと、それから第二に、この鉄道事業者の力ではそれだけのばく大な投資をまかなっていくという資金手当ての問題と、いうことに非常に大きな問題があるということとで、この方式になつたわけでございます。したがいまして、それに対する投資を公団が行ないまして、それを二十五年の元利均等償還の方式で譲渡を受けていることになりますと、まず第一に、その資金手当ての問題等につきまして、私鉄の資金調達能力というものと離れてこの工事ができるという意味で、非常に大きなメリットがあるわけでございます。

それからいま一つは、これに対しまして、従来の私鉄の投資というのは開発銀行の貸し付けといふものが五〇%、七分でございますが、その他は一般の市中金融というものにたよるわけでございまして、これが九分以上であろうと思うわけでございまして、そこらは平均いたしましても八分以上の金利になるだらうと思います。今回の場合は一応六分五厘の財投それからさらに特別債でありますか、それに対しましても利子補給があるわけでございまして、そうしてさらに地方の公共団体からの助成も期待するということでございまして、かなり利子負担というのも減つてくるということであるわけでございます。二十五年元利均等償還で不十分ではないかという点は確かにあります、と思いますが、とにかくそういうことで鉄道の建設をやっていかなければ、住民の便益を確保することができるないということで、これでがんばってまいりたいということでございます。

○井岡委員 乗り入れの部分だけで協議をした  
い、こういうことですね。

○山口政府委員 この鉄道建設公団が行ないますのは、先ほど申しました公営が直接行なっております、あるいは営団が直接行なっておりますもの、それを称しているのではなくして、私鉄が行なうべきものについての工事をさしてあるわけでござります。若干補足させていただきますと、公営自身のものについてこの鉄道建設公団とのやり方が適用できないかどうかという問題がございまが、この点はできるわけでございますけれども、いま一応東京都の例で考えてみますと、営団なり東京都がつくつておる地下鉄に結びつける私鉄の工事というものをとりあえず考えておりまして、その場合につきましては、このやり方で公団がつくり、そうしてこれに対する国の助成を行なう、こういう趣旨でございます。

○井岡委員 いまは首都、中部、それから大阪と、こういうことでござりますから、これらの域内の工事についてはほとんど営団なりそれから都営なり市営でやっておりますから問題がないと思いますがれども、将来私は必ず出てくる、こう思うのです、この三都市であつたとしても、県であつたとしても。たとえば、川崎と東京とを結ぶ場合、川崎がこれをやるということはなかなか不可能だうと思います。そういう場合に、営団がこれに対しやってくれるのかどうか、こういうような問題が出てくると思うのです。この点はどうなんですか。

○山口政府委員 具体的に川崎に延びた線についてまして営団がやるかどうかという具体的な問題になってしまいますと、具体的な線をとらえた上でその事業者を決定しなければならぬわけでございますので、ちょっとただいますぐいふと、申上げかねるわけでございますが、ただ交通局

団が、その法律の目的からいきまして東京都の区の存する区域と、それからこれの周辺の区域を建設をするということになつております。その範囲内には十分出でていって建設工事をするということになります。現在でも宮団が、東西線でござりますか、これは千葉県の船橋市まで出ておりまして、周辺区域ということで解釈をしております。

○井岡委員 私の言つているのは、首都圏あるいは中部圏、それから大阪圏のおおのの答申が出てるわけですね。だからその答申を中心建設をなさる、こういうように理解しているわけなんですが、間違いありませんか。

○山口政府委員 都市交通審議会の東京圏、それから大阪圏、中部圏、この答申に従つて今後建設を進めてまいる所存でございます。

○井岡委員 そうすると、たとえば具体的に私はもうつてしまふからあとでいただこう、こう思つておりますけれども、川崎市の中央川崎の駅になぐ鉄道を一本つくらなければいかぬ、こういうのがあるかもわかりません。あるいはまたほかのところにつながなければならぬ、こういうのがあるかもわかりません。そういう場合に、川崎市がそれをやる、施工者になる。しかし技術陣を持つておらない。そして新たに技術陣を雇い入れるということになれば、施工後の、完成後にそれだけの人間をかかえなければいかぬ、こういう場合が出てくるわけですね。したがつて、建設公團にやつてもらいたい、こういうような声が出てこないとも限らないと思うのです。ですから、これらの点についてどうなのが、こう聞いているわけであります。

○山口政府委員 地方公共団体がこの公團の組織を使って行なえるかどうかということでございましたが、通常の場合は、現在地方公共団体につきましては地方債その他の道もありますし、また助成の方法等も若干あるわけでございますので、そういったような場合が多いだらうと思ひますけれども、ただ先生御指摘のように、この公團法の場合に地方公共団体の建設する工事につきましてこれ

を排除いたしておりません。したがいまして、そういう必要があれば具体的な場合を考慮いたしまして、当然適用になるわけでございます。

○井岡委員 その場合、例の助成の関係はどういうふうになるのですか。

○山口政府委員 一応現在は、いまこの法律で御審議いただいておる姿の助成を考えておるわけでございまして、ただし将来事情が変更してまいりますれば当然助成の方式もまた考えていかなければならぬのじゃないか、このように考えます。

○井岡委員 そうすると、結局はそういう県内における建設をするにあたつて、地方公共団体がやる場合は非常にこれは不利だ、こういうよう理解していいわけですね。と申しますのは、地方公共団体が施工する場合、これはいわゆる工事の二分の一を地方公共団体とそれから国が持つということがになっておりますから、これが適用されると

いうことであれば、その額に満たないわけですかね。自分で前でやれるわけなんですが、ところが

○山口政府委員 据助の内容につきましては、これはいまいろいろな制度があるわけでございます。地下鉄につきましては地下鉄の助成方式といふことがござります。それからさらに、この鉄道建設公團法の御審議をいただいておりますこの補助のやり方がございます。それからさらに、実際

来年度予算から始まるわけでございますが、たとえばニュータウン等につきましてその地下鉄方式に準じた姿の助成というのも実は考えられていましたが、現実の工事の能力その他の問題ともからみ合わないことでございまして、そういうような助成のやり方いろいろあるわけでございます。そういう

補助のやり方と、先ほど先生がおっしゃいました現実の工事の能力その他の問題ともからみ合わないことをつけてやろうということにすればばく大きな投資が必要ですね。そこで現実に持つておいでになる當団がこれをやってやる、このういうことにすることによっていいのじゃないか、私はこう思うのです。そういう意味で、やはり早くきめてやらなければいけないのじゃないか、こういうように申し上げておるわけです。そ

の間に一番先に問題になるのは、もう一ぺん計画課長に聞きますけれども、開発する場合、これら

の問題等を十分御存じかどうか、この点をひとつお伺いしておきたいと思うのです。答申の内容をお伺いしておきたいと思うのです。全部御存じかどうか。

○久保田説明員 都市交通審議会のほうの委員にたしか建設省の次官が委員になつております。その前の幹事会等からいつも私らのほう参考させさせていただいておりまして、よくその交通計画につきまして存じておりますので、その辺はそこはし

き詰まっているわけですから、この何でやる、あるいはまたニュータウンならニードタウンの何でやる、どれを適用したらいいのだということでは少しおそいのじゃないか。だから早急に、あなたがおっしゃったように答申に基づいたものを中心にやるのだとということであれば、これはどれでやるということを早くしてやってくれなければいかぬのじゃないか、こういうように思うのです。

○山口政府委員 これは先生のおっしゃるとおりでございます。とにかく答申に書かれましたところの路線は緊急に整備すべきものというものでありますから、これにつきましては、緊急に整備をするためにはそれがまず建設主体となつてどういふ形で整備をするかということをきめてまいらなければならぬわけでございます。先生おっしゃるとおりでございます。

○井岡委員 その場合、またもとへ戻りますが、當団とかあるいは都営とかあるいは大阪市とか、

こういふのはやはり技術陣を持つているわけですね。自分で前でやれるわけなんですが、ところが技術陣を持たない地方公共団体、これをやるために新たに技術陣を雇つてやろうということにすればばく大きな投資が必要ですね。そこで現実に持つておいでになる當団がこれをやってやる、このうようにしてもらいたいと思うのですが、この点はどうでしよう。

○山口政府委員 とりあえず私ども先ほど申しましたように、東京、大阪、名古屋及びその週辺といふ指摘のように大都市の交通の整備は緊急に必要であり、そしてまたこの方式によつてやることが必要であるような地域がございますれば、これはどんどん追加をしてまいりたいというふうに考えております。

○井岡委員 いずれにしても問題は、この方式でやるにいたしましても、早急にやるところを設定をしていただきたいということと、それから設定をいま予定されておるものがありまするならば、

これはひとつお出しを願いたいということと、それから審議会の答申に基づいて順位をつけていかなければいけないと思うのですが、これらの問題について運輸省のほうでお考へがあれば、ひとつほど資料として提出してもらいたい、このことをお願いして私の質問を終わりります。

○山口政府委員 先ほど申し上げましたが、法律に基づきまして、申し出に基づきまして、そして

さらに工事実施計画を定めるというか、こうになつております。現在の段階ではきまつておりますが、きまりました段階におきまして提出させていただきたいと思います。

○小堀委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

運輸委員会議録第四号中正誤

八 二 三 第一期	行 二 三 第一期	誤 六百六十九億円 六十九億円	正
九 一 二 三 第二期			

昭和四十七年四月十三日印刷

昭和四十七年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A